

その書き込み大丈夫!?

腹が立つ!



悪口書いてやろう



これくらいいいよ...ね?





いま、ネットでの書き込みが
いろいろなトラブルを起こしています。

憲法21条は「集会、結社及び言論、出版その他
一切の**表現の自由**は、これを保障する」と規定しています。

では、自由ならば**何を書き込んでもよい**のでしょうか？

ここでは

どのような表現が法的に問題になるのか

を考えていきましょう。





これから
2つの事例を
紹介するから
よく読んで
考えてみてね!



CASE

A

レストラン・OKYA~MAへの書き込み:ももた君の場合

ももた君は家族でレストラン・OKYA~MAへ行きましたが、いろいろ不満があった様子…。翌日教室でクラスメイトたちに感想を話しています。



CASE

B

レストラン・OKYA~MAへの書き込み：うら君の場合

「レストラン・OKYA~MAが高くておいしくない」と言うももた君の話を聞いていたうら君。なにか思いついたようで、さらにSNSに書き込みを始めました。



考えてみよう!

レストラン・OKYA～MAに関する書き込み

CASE:A

ももた君の書き込みは法的に
問題になりますか？

CASE:B

うら君の書き込みはどうですか？

その理由も考えて下さい。
二つの書き込みは何が違いますか？

刑法230条 名誉毀損をCheck!



考えてみよう!

1

レストラン・OKYA～MAへの書き込み



刑法230条(名誉毀損)

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

① 公然と事実を摘示(書き込むなど)すること

言葉の意味：不特定または多数が認識できる状態にすることで、ネットへの書き込みもそれに当たる。事実を書くことと意見・感想を書くことは違う。

② それが名誉を毀損すること

この二つのことが成立すれば

言葉の意味：社会がその人に対して与える評価。社会的な評判・名声・信用など。

③ その事実の有無にかかわらず罪が成立する

言葉の意味：書き込まれる情報には嘘と本当のものがある。「本当のことを書いても」という意味。

——と、言っています

考えてみよう! ① レストラン・OKYA~MAへの書き込み

CASE:Aももた君の書き込み と **CASE:B**うら君の書き込みの違い

どちらの書き込みも、レストランの評判を下げていますが……



「公然と事実を摘示」していない

「おいしくなかった」という、単なる感想

「公然と事実を摘示」している

「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺にあうこともあるらしい」という、うその事実を書いている



だから……

法的に問題にならない

法的に問題になる

では、うら君の書いたことが本当なら罪になりますか？ また、その理由は？

刑法230条の2をCheck!



考えてみよう!

1

レストラン・OKYA~MA への書き込み

刑法230条の2

前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない

公共の利害に関する事実の場合は

(目的が専ら公益を図ることにあり)、本当のことを書いていたら罰せられないということですね。

では

公共の利害に関するとはどういうことか考えてみましょう。

「誰にも関係のある可能性があるか否か」
がポイントです。



考えてみよう! ① レストラン・OKYA~MAへの書き込み

——ということは、**CASE: B**でうら君が書き込んだ

レストラン・OKYA~MAは詐欺集団のたまり場で、
そこで詐欺にあうこともあるらしい



この内容が事実ならば、
「公共の利害に関する事実」かどうか、が問題になります。

この事実は**「公共の利害に関する事実」**でしょうか？
「公共の利害に関する事実」であるとすれば、それはどうしてですか？

レストランは**誰でもお客さんになる可能性**があります。
なので、お店のことは、**「公共の利害に関する事実」**です。
犯罪に関する事実も**「公共の利害に関する事実」**とされています。

考えてみよう!

1

レストラン・OKYA～MAに関する書き込み

CASE:A ももた君の書き込み

レストラン・OKYA～MA
高いだけでおい
しくなかった!



法的責任を
問われない

レストランに関するももた君の感想
なので、法的に問題になることはない
でしょう。

CASE:B うら君の書き込み

レストラン・OKYA～MA
は詐欺集団のたまり場で、
そこで詐欺にあうことも
あるらしい



法的責任を
問われる

うら君自身がその事実を確認せず、でっ
ち上げで「詐欺集団のたまり場で、そ
こで詐欺にあうこともあるらしい」と
いう嘘の事実を書き込んでいるから。

法的責任を
問われない

ここで書いた事実が本当のことだと
証明できれば、法的責任は問われま
せん。

考えてみよう! 2 プライバシーの侵害

では、本当のことであれば、なにを書いても法的に問題はないのでしょうか？
ももこさんがSNSになにか書き込んでいますが……



NO!

民事の損害賠償の対象
になります

プライバシーを侵害する行為は、**刑罰**の対象とならない場合でも、
被害者からの訴えで損害賠償の対象となる等のことがあります。

プライバシー権

私生活上の情報をみだりに公開されない権利
憲法13条「個人の尊重」から導かれる。

内容

- 1 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることからであること
- 2 一般の人々に未だ知られていないことからであること……等々

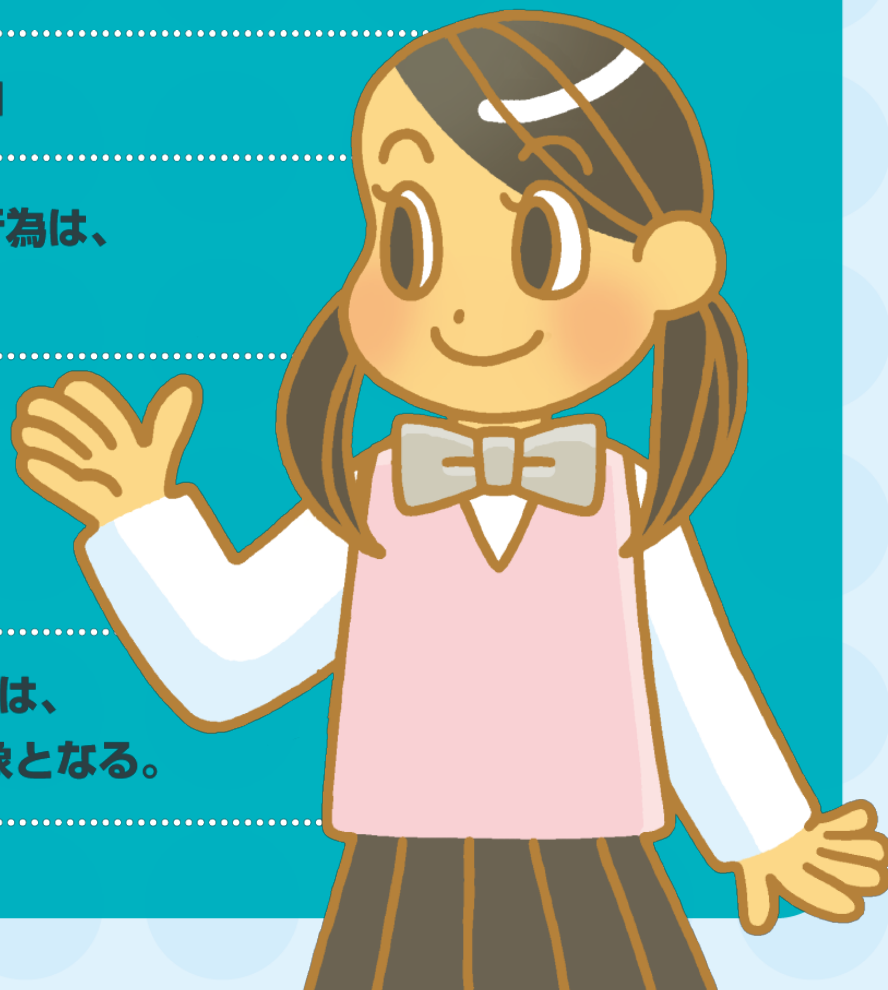
中間まとめ!

商品について**感想**を書くことは自由

事実を書いて**名誉を傷つける**行為は、
本当のことを書いても罰せられる。

それが、**公共の利害に関する
事実に関する**ことであり、
本当のことであれば罰せられない。

プライバシーを侵害する行為は、
名誉を傷つけなくても損害賠償の対象となる。



考えてみよう!

3

公共の利害に関する人について



人物についてSNSに書き込む場合、

**「公共の利害に関する人についての事実」
かどうか?**

が問題となります。



週刊誌やテレビなどで
プライバシーが取り上げられたり、
色々と論評されたりする**「公共の利害に関する人」**
とはどんな人でしょう？
なぜももた君たちとは違うのでしょうか？

考えてみよう!

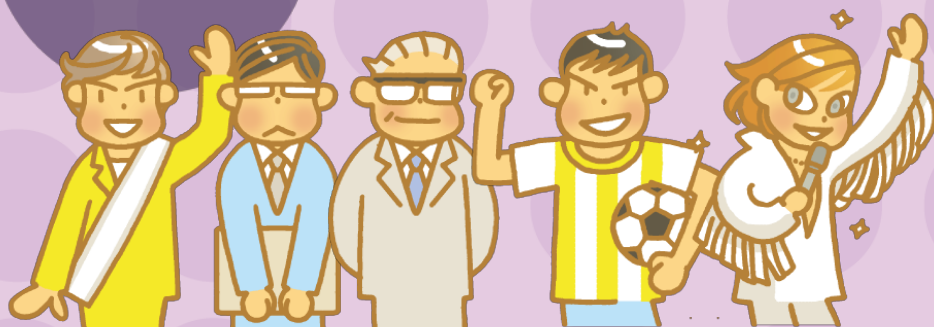
3

公共の利害に関する人について

第1類型

「公共の利害に関する人」

第2類型



政治家、公務員、大企業の社長、スポーツ選手、タレント、など

「公人」といって、社会に対して大きな影響力を持っているで、「公共の利害に関する事実」に当たる場合があるとされています。



犯罪に関係した人たち

犯罪を行った人たちで、犯罪について世論と協力して取り締まることができるように、などと説明されています。

「公共の利害に関する人」のことをSNSに書き込む場合でも、嘘を書いてはいけません。

考えてみよう! ④ どうやって調整したらいいの?

憲法21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

VS

憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。

表現活動は
自由



僕らにはインターネットに自分の意見を書きこむ自由がある!

個人の名誉、
プライバシー
の保護



私生活、悪口陰口、その他書いて欲しくないことは書かないで!

刑法第230条の2(公共の利害に関する場合の特例)をCheck!

考えてみよう!

4

どうやって調整したらいいの？

刑法230条の2（公共の利害に関する場合の特例）

前条第1項の行為（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為）が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

刑法第230条の2の意義

「人格権としての**個人の名誉の保護**と、
憲法21条による**正当な言論の保障**
との調和」を図る

最高裁大法院判決
昭和44(1969)年6月25日

人権と人権との調整
を行っているんだね

法律は、公益や人権
を守るために存在し

憲法は表現の自由を保障

自由だとは言っても、名誉を毀損したり、
人格を傷つけるような内容を書き
込んだ場合、**民事的な責任**、
刑事的な責任を問われる
可能性があります。



もっと考えてみよう!

教室で、ももさんと楽しそうに話しているももた君。
それを見ていたうら君が、またもや何か思いついたようで、SNSに書き込み始めました。



もっと考えてみよう!



「ももたがカンニングをした」——というのは

「**公共の利害に関する事実**」でしょうか?
「**誰にも関係のある可能性のある**」問題でしょうか?

そうとは
言えません

クラスや学校では関心のある問題であっても、一般の人が知る必要はない問題です。
犯罪とも言えません。学校のなかの問題です。

- ももた君がカンニングしたかどうかを決める権利は、先生や学校にあります。
- それを決めるにはきちんとした手続が必要です。
- 仮に、ももた君がカンニングをしたところを見たとしても、それはその場で先生に言う必要があります。

つまり…

うら君が「カンニングを見た」ことが、本当であっても、嘘であっても、
「**公共の利害に関する事実**」
ではありません。
従って

うら君が書き込んだことが、ももた君の社会的評価を下げる
ことになり、
名誉毀損
に当たるでしょう

SNSへの
書き込みは
公然となる
可能性が
あるよ!

インターネット
を利用して情報を
発信するときは
よく考えて
注意して
書き込もうね!

